

平成24年11月28日

特許庁 商標課
課長 林 栄二 様

日本弁理士会 商標委員会
第1委員会委員長 本多 敬子
第2委員会委員長 石井 茂樹



要 望 書

－ J I S 規格変更に伴う字形事象について－

日本弁理士会商標委員会より、下記のとおり要望いたしますので、よろしくご検討をお願いいたします。

記

【要望】

1. J I S 規格変更により字形が変更されて表示される文字については、速やかに告示を行った上で、その情報を商標制度ユーザーに与えるべきである。
2. 出願公開公報や商標公報等（以下、単に「公報等」という。）及び特許庁電子図書館の書誌情報（以下、単に「IPDL」という。）における標準文字商標の表示方法につき、文字フォントに基づいて表示している現在の取扱いを改め、イメージデータとして取り込んだ上で、イメージデータをもって表示すべきである。

【理由】

(1)

現在、標準文字商標が出願・登録された場合には、当該文字にあてられた4桁の文字コード（J I S 規格）が保持している情報を、Windows搭載の文字フォントを使って表示する取扱いとなっており、公報等に表示される商標は、願書に記載した商標ではなく、標準文字に置き換えて現した商標となる。

また同様に、IPDLの書誌情報においてパソコン等の画面上に表示される文字は、上述の4桁の文字コードで保持している情報に基づき、Windows 搭載の

文字フォントを使って画面表示されている。

しかしながら、この J I S の規格票に示される例示字形が改正されることもあり、現に、平成 16 年 2 月 20 日付で、168 字について字形変更されている。また、これに伴い、Windows に搭載された字形も、「WindowsXP」以前のものと、「Windows Vista/Windows 7」以降のものとは、文字フォントが変更されている¹。

従って、貴庁において現在使用している「WindowsXP」について、今後、「Windows7」等にバージョンアップした時点で、以下のような事象が生ずることが懸念される（いずれも、今後、J I S 規格変更に伴い、Windows の文字フォントが変わる度に、起こり得るものである）。

- ① ある標準文字商標について商標登録出願があった後、出願公開や登録前に、貴庁が使用するソフトウェアがバージョンアップした場合には、その公報等において、出願時に指定した字形とは異なる字形で商標が表示されてしまう。
- ② 従来、標準文字制度を利用して登録になった商標については、I P D L の画面表示において、実際の字形とは異なる字形で画面表示されることとなる。

(2)

「標準文字制度」が「特許庁長官があらかじめ指定して公表した書体からなる文字をもって商標登録を受けることができる」という制度であることからすれば、公表された一覧表に掲載の“その字形”をもって登録・使用することこそが、出願人の意思である（仮に、J I S 規格とは異なる字形についての保護を求めるのであれば、標準文字制度を利用することなく、その字形を「商標登録を受けようとする商標」とした上で出願することとなる）。

そして、標準文字商標による登録商標の範囲は、願書に記載した商標ではなく、標準文字に置換して現したものに基づいて定められており、標準文字商標にあって、その字形は、権利範囲の中心となる重要な事項である。

このような標準文字制度にあって、上記事象が生じた場合には、以下の点で問題が生ずる。

¹ 「WindowsXP」以前は、J I S 規格「X0208-1990」に対応しており、J I S の改正後に発表された「Windows Vista/Windows 7」以降は、J I S 規格「X0213-2004」に対応している。

- ① バージョンアップ後の J I S 規格に基づく公報等では、出願内容や商標権の内容を正しく理解することができないこととなり、かかる事態は、出願内容や商標権の内容を公衆に公示することを目的に制定された商標法第 1 2 条の 2 及び同法第 1 5 条第 3 項の趣旨に悖るものである。
- ② 字形に変更のあった標準文字商標の場合には、例えば、外国に商標登録出願する際に、本国登録証明書、優先権証明書等の証明書類を提出したとしても、該証明書において、出願時に指定した異なる字形で商標が表示されることとなることから、商標の同一性を立証することが極めて困難である。
- ③ 標準文字による出願商標や登録商標について、I P D L の画面において、出願内容や商標権の内容を正しく表示されないこととなり、I P D L 利用者が、出願内容や商標権の内容を正確に把握することができなくなってしまふ。

(3)

以上の次第であるから、冒頭の通り、要望する次第である。

以 上